

## 知立市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所

### 新規指定事務について

知立市介護予防・日常生活支援総合事業で、新規の指定を申請する場合は以下の書類を提出ください。

#### 1 新規指定申請書類

##### (1) 提出書類

- ・申請書及び必要な様式は市ホームページからダウンロードしてください。

ホーム>健康・福祉>介護保険>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について  
（事業者向け）

##### （従前相当）

総合事業第1号訪問事業「介護予防訪問サービス（従前相当）」及び第1号通所事業「介護予防通所サービス（従前相当）」の指定について

##### （サービスA）

総合事業第1号訪問事業「訪問型サービスA」及び第1号通所事業「通所型サービスA」の指定について

- ・第1号事業者の指定申請に係る添付書類一覧も同時にご提出ください。

・新規指定の基準に関しては知立市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱、知立市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型及び通所型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱、訪問型サービスA手引き、通所型サービスA手引きをご確認ください。

#### 2 受付期間

- ・指定月の前々月の末日までに知立市役所長寿介護課まで提出してください。
- ・事前にご連絡のうえ来庁ください。ただし、すでに複数事業所を運営している事業者については対面を必須としない場合がありますのでご相談ください。
- ・申請書等に不備があった場合は、申請書の受付ができません。

### 3 提出先

知立市役所長寿介護課 (1階6番窓口)

### 4 指定の有効期間

事業所の指定有効期間は、原則6年間とします。ただし、同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期間を合わせて更新することも可能とします。

### 5 受付後から指定まで

新規指定申請受付後に申請内容に変更が発生した場合は、変更届を提出してください。なお、新規指定申請提出後の変更届出である旨を、変更届の余白に明記してください。新規指定申請書を訂正して再提出する必要はありません。

担当 知立市役所 長寿介護課  
電話 介護保険係 95-0122  
地域支援係 95-0191  
FAX 0566-83-1141